

# 自家発 Q & A 5

## 自家発電設備の環境規制（その2）

発電設備の種類（常用か非常用、定置式か移動用）により大気汚染防止に関するばい煙の排出規制には違いがあり、8月号ではその内容について紹介します。

Q 1

常用発電設備と非常用発電設備では、大気汚染防止法のばい煙の排出規制においてどのような違いがありますか。

A 1

常用発電設備と非常用発電設備では、ばい煙の排出規制において表1に示すような違いがあります。

表1 常用、非常用の発電設備におけるばい煙の排出規制

	常用発電設備	非常用発電設備
ばい煙発生施設	ガスタービン及びディーゼル機関 燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h以上のもの ガス機関及びガソリン機関 燃料の燃焼能力が重油換算 35L/h以上のもの	
排出基準	・一般排出基準 ・特別排出基準 ・上乘せ排出基準 ・総量規制基準	非常用施設として 排出基準の適用は除外
届出	ばい煙発生施設の届出（工事計画事前届出）	
測定等	ばい煙量等について 測定、測定結果の記録及び保存（3年間）	対象外
罰則	ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽記載には、30万円以下の罰金	対象外

Q 2

非常用発電設備は非常用施設として、ばい煙の排出基準が適用されないとのことですが、その法的根拠を教えてください。

A 2

次に示す大気汚染防止法施行規則附則（昭和62年11月6日総理府令53号）により、ガスタービン及びディーゼル機関のうち、「専ら非常時において用いられるもの（非常用施設）」は、大気汚染防止法によるばい煙の排出基準を、当分の間、適用しないこととされています。

また、ガス機関及びガソリン機関に係る非常用施設についても、同附則（平成2年12月1日総理府令58号）により、同様にばい煙の排出基準を、当分の間、適用しないこととされています。

## 大気汚染防止法施行規則附則（昭和62年11月6日総理府令53号）（抜粋）

- 1 この府令は、昭和63年2月1日から施行する。
- 2 大気汚染防止法施行令別表第一の29項に掲げるガスタービン又は同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については、第3条から第5条まで及び第7条の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 非常用施設が設置される工場又は事業場であって、大気汚染防止法(以下「法」という。)第5条の2第1項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）となるものの規模を定める場合における第7条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「ばい煙発生施設」とあるのはばい煙発生施設（令別表第1の29の項に掲げるガスタービン及び同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち、専ら非常時において用いられているものを除く。）とする。
- 4 非常用施設が設置されている工場又は事業場であって、特定工場等となるものに係る第7条の3及び第7条の4の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「ばい煙発生施設」とあるのは「ばい煙発生施設（令別表第一の29の項に掲げるガスタービン及び同表の30の項に掲げるディーゼル機関のうち、専ら非常時において用いられているものを除く。）」とする。
- 5～12（省略）

注 上表の条項は次のとおり。

- ・第3条 硫黄酸化物の排出基準
- ・第4条 ばいじんの排出基準
- ・第5条 有害物質の排出基準
- ・第7条 特別排出基準
- ・第7条の2 特定工場等の規模に関する基準
- ・第7条の3 総量規制基準
- ・第7条の4 窒素酸化物の総量規制基準

### Q 3

7月号の「自家発Q&A」でも触れられましたが、発電設備の種類が定置式又は移動用かにより、適用されるばい煙の排出規制が異なりますが、このことについて詳しく教えてください。

### A 3

大気汚染物質を発生する施設には、汚染物質に関し、工場や事業場等に設置され、発生位置が移動しない定置式のもの（固定発生源）と、自動車に積載することにより発生位置が移動するもの（移動発生源）とがあります。

大気汚染防止法による「ばい煙発生施設」は、その**定義（※1）**から発生位置が移動しない固定発生源に係るものに限定されています。

したがって、大気汚染防止法による発電設備に対するばい煙の排出規制は、ばい煙発生施設として工場や事業場等に設置される定置式の発電設備を対象とし、移動用発電設備については対象外となります。

**表2 定置式、移動用の発電設備におけるばい煙の排出規制**

発電設備	汚染物質発生源	ばい煙の排出規制
定置式発電設備	固定発生源	大気汚染防止法
移動用発電設備	移動発生源	<b>排出ガス対策型建設機械指定制度（※2）</b>

※1 大気汚染防止法第2条（定義等）第2項

「この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。」と定義されている。

※2 国土交通省が自らの直轄工事において使用される建設機械を対象に定めた排出ガス規制制度